

## VI 情報公開

## VI 情報公開

- 社会福祉士養成施設については、今後、その入学希望者が自らの希望に応じて適切な選択ができるよう、必要な情報を提供していくことが重要であることから、一定の内容について、新たに情報開示を行うものとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

### 1. 現行の要件

- 現行の社会福祉士養成施設の指定基準においては、情報開示に係る具体的な規定は定められていないところ。
- しかしながら、介護福祉士については、平成18年7月に取りまとめられた介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書「これからの介護を支える人材について」においては、次のとおり提言がなされているところ。

- ・ 養成施設の施設設備等については、現在、必要な教室、教育用器具機材、図書の整備など項目ごとに詳細に定められている。しかしながら、今後、教育内容の見直しに合わせ、養成施設入学希望者等への情報提供を図る観点から、施設設備の整備状況の情報を提供することを前提として、関係者の意見も十分踏まえつつ、必要な規制緩和や要件の弾力化を検討すべきである。
- ・ 養成施設入学希望者が養成施設を選択できるよう、養成施設が教育内容(カリキュラム、シラバス、教科書等)、教員のプロフィール、施設設備の整備状況、実習先等について、情報提供をすることが重要である。

## 2. 見直し案

### (1) 情報開示の項目

- 社会福祉士養成施設における情報開示の項目については、他の制度における情報開示の項目を参考としつつ、次のとおり定め、これらの開示を行うものとする。

#### 【法人情報】

- ① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先
- ② 法人代表者氏名
- ③ 養成施設以外の実施事業
- ④ 財務諸表

#### 【養成施設情報】

- ① 養成施設名称、養成施設の住所・連絡先
- ② 養成施設代表者氏名
- ③ 養成施設の開設年月日
- ④ 学則
- ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要

## 【養成課程情報】

- ① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
- ② 定員
- ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
- ④ 費用
- ⑤ 科目別シラバス
- ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格）
- ⑦ 教材
- ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容
- ⑨ 実習プログラムの内容・特徴

## 【実績情報】

- ① 卒業者の延べ人数
- ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）

## 【その他情報】

その他、利用者の選択に資する情報

## (2)情報開示の方法等

- ワムネットや養成施設のホームページ等を通じて、広く一般に公開することを原則とする。
- なお、入学希望者等が開示された情報を容易に比較検討できるよう、情報開示に係る標準的な様式例を示すことを検討する。

## (3)留意事項

- 情報開示の義務付けと併せて、開示内容の適正性を担保する観点から、虚偽又は誇大な情報を開示してはならないこととする。



# VII 国家試験の受験資格における 実務経験の範囲

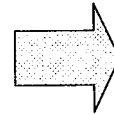
## Ⅶ-① 実務経験の範囲の拡大

### 1. 就労支援分野に従事する者の位置付け

- 昨今の福祉サービス現場においては、自立した日常生活を支える観点から、就労支援の重要性が高まっていることから、新たに実務経験の対象施設として、障害者就業・生活支援センター等を位置付けることとする。

#### 【現行】

- ・ 障害者就業・生活支援センター等における職員については、実務経験の対象となっていない。



#### 【見直し案】

- ・ 次に掲げる施設において、相談援助を行う専任の職員を実務経験の対象とする。
  - ① 障害者就業・生活支援センター
  - ② 地域障害者職業センター、広域障害者職業センター
  - ③ 障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金の支給対象となっている施設等
  - ④ 発達障害者支援センター



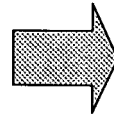
## 2. 児童養護施設等の保育士の位置付け

○ 児童養護施設等に配置される保育士については、当該施設が行うサービスの内容として生活指導や職業指導等に係る相談援助業務が制度的に位置付けられている（最低基準において明記されている）ことから、現行、既に実務経験として認められている児童指導員と同様に、保育士についても実務経験を認めることとする。

なお、対象となる施設は、児童福祉施設のうち、生活指導や職業指導等がサービスとして位置付けられているものに限るものとする。

### 【現行】

- ・ 児童養護施設等における保育士については、実務経験の対象となっていない。



### 【見直し案】

- ・ 生活指導や職業指導等がサービスとして位置付けられている次に掲げる施設に配置されている保育士についても実務経験の対象とする。

- ① 乳児院（児童指導員を含む。）
- ② 児童養護施設
- ③ 情緒障害児短期治療施設
- ④ 知的障害児施設
- ⑤ 知的障害児通園施設
- ⑥ 盲ろうあ児施設
- ⑦ 肢体不自由児施設
- ⑧ 重症心身障害児施設
- ⑨ 重症心身障害児通園事業

# (参考1) 現行の実務経験の対象施設の範囲

高齢者関係施設	障害者関係施設	児童関係施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・老人福祉センター</li> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・老人介護支援センター</li> <li>・指定通所介護(基準該当を含む。)</li> <li>・指定介護予防通所介護(基準該当を含む。)</li> <li>・指定短期入所生活介護(基準該当を含む。)</li> <li>・指定介護予防短期入所生活介護(基準該当を含む。)</li> <li>・指定通所リハビリテーション</li> <li>・指定介護予防通所リハビリテーション</li> <li>・指定短期入所療養介護</li> <li>・指定介護予防短期入所療養介護</li> <li>・指定認知症対応型通所介護</li> <li>・指定介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・指定小規模多機能型居宅介護</li> <li>・指定介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・指定認知症対応型共同生活介護</li> <li>・指定介護予防認知症対応型共同生活介護</li> <li>・指定居宅介護支援</li> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・指定特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅</li> <li>・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅</li> <li>・高齢者総合相談センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者更生相談所</li> <li>・身体障害者福祉センター</li> <li>・身体障害者更生施設</li> <li>・身体障害者療護施設</li> <li>・身体障害者授産施設</li> <li>・身体障害者生活支援事業</li> <li>・身体障害者自立支援事業</li> <li>・知的障害者更生相談所</li> <li>・知的障害者更生施設</li> <li>・知的障害者授産施設</li> <li>・知的障害者福祉工場</li> <li>・知的障害者通勤寮</li> <li>・療育等支援事業</li> <li>・地域障害者生活支援事業</li> <li>・のぞみの園</li> <li>・精神保健福祉センター</li> <li>・精神障害者生活訓練施設</li> <li>・精神障害者授産施設</li> <li>・精神障害者福祉工場</li> <li>・精神障害者地域生活支援センター</li> <li>・精神障害者退院促進支援事業</li> <li>・相談支援事業</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・生活介護</li> <li>・自立訓練</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> <li>・障害者デイサービス</li> <li>・短期入所</li> <li>・共同生活介護</li> <li>・共同生活援助</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・日中一時支援事業</li> <li>・点字図書館</li> <li>・聴覚障害者情報提供施設</li> <li>・障害者110番</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所</li> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・児童家庭支援センター</li> <li>・児童自立生活援助事業</li> <li>・短期入所生活援助事業、夜間養護等事業</li> <li>・地域子育て支援事業</li> <li>・知的障害児施設</li> <li>・知的障害児通園施設</li> <li>・盲ろうあ児施設</li> <li>・肢体不自由児施設</li> <li>・情緒障害児短期治療施設</li> <li>・重症心身障害児施設</li> <li>・児童デイサービス</li> <li>・心身障害児総合通園センター</li> <li>・国立病院委託病床</li> <li>・重症心身障害児(者)通園事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所</li> <li>・病院・診療所</li> <li>・救護施設</li> <li>・更生施設</li> <li>・授産施設</li> <li>・宿所提供施設</li> <li>・福祉事務所</li> <li>・婦人相談所</li> <li>・婦人保護施設</li> <li>・母子福祉センター</li> <li>・隣保館</li> <li>・地域福祉権利擁護事業</li> <li>・市区町村社会福祉協議会</li> <li>・地方更生保護委員会・保護観察所</li> <li>・更生保護施設</li> <li>・労災特別介護施設</li> <li>・地域福祉センター</li> <li>・ホームレス相談推進業務</li> <li>・ホームレス自立支援センター</li> <li>・家庭支援電話相談事業</li> <li>・ヴェトナム難民収容所</li> <li>・子供家庭相談事業</li> <li>・乳幼児健全育成相談事業</li> <li>・すこやかテレホン事業</li> <li>・知的障害者専門相談事業</li> </ul>

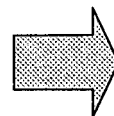
## Ⅶ―③ 実習施設の範囲に関する見直し

○ 現行制度においては、実務経験の対象施設において実務経験を有する者については、社会福祉士養成施設における実習が免除されることとされているが、実務経験の対象施設と実習施設の範囲を比較すると、実務経験の対象施設の範囲の方が広く、必ずしも両者の整合性が確保されていない状況にある。

こうした現状を踏まえ、実習施設の範囲と実務経験の対象施設の範囲とが原則として一致(現に廃止されている施設を除く。)するよう、見直しを行う。

### 【現行】

- ・ 例えば、精神障害者関係施設については、実務経験の対象施設の範囲には位置付けられていながら、実習施設の範囲には位置付けられていない。



### 【見直し案】

- ・ 実務経験の対象施設の範囲と実習施設の範囲を原則として一致させる。

※ 実務経験の対象施設に位置付けられていながら、実習施設に位置付けられていないものであって、新たに実習施設として位置付けるもの(①)や実務経験の対象施設及び実習施設の双方に新たに位置付けるもの(②)

① 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、指定小規模多機能型居宅介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護、指定特定施設入居者生活介護、指定居宅介護支援事業所、ホームレス自立支援センター

② 更生保護施設、広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、一定の要件を満たす独立型社会福祉士事務所 等

## (参考2) 現行の実習施設の範囲

高齢者関係施設	障害者関係施設	児童関係施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・老人福祉センター</li> <li>・老人介護支援センター</li> <li>・老人デイサービス事業</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・生活介護</li> <li>・自立訓練</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> <li>・共同生活介護</li> <li>・共同生活援助</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>※ 上記については、主として身体障害者又は知的障害者に行うものに限る。</li> <li>・身体障害者更生相談所</li> <li>・身体障害者福祉センター</li> <li>・旧身体障害者更生施設</li> <li>・旧身体障害者療護施設</li> <li>・旧身体障害者授産施設</li> <li>・知的障害者更生相談所</li> <li>・旧知的障害者更生施設</li> <li>・旧知的障害者授産施設</li> <li>・旧知的障害者通勤寮</li> <li>・のぞみの園</li> <li>・障害者デイサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所</li> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・知的障害児施設</li> <li>・知的障害児通園施設</li> <li>・盲ろうあ児施設</li> <li>・肢体不自由児施設</li> <li>・重症心身障害児施設</li> <li>・情緒障害児短期治療施設</li> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・指定医療機関</li> <li>・児童デイサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・診療所</li> <li>・救護施設</li> <li>・更生施設</li> <li>・授産施設</li> <li>・福祉事務所</li> <li>・市区町村社会福祉協議会</li> <li>・婦人相談所</li> <li>・婦人保護施設</li> <li>・母子福祉センター</li> </ul>

## VIII 転入学等の取扱い

## VIII 転入等の取扱い

- 現行制度においては、社会福祉士養成施設から他の社会福祉士養成施設への転入学等が認められていないが、教育内容が同等であることを前提として、単位互換を認め、これが可能となる仕組みとする。
- 単位互換を行うに当たっては、大学又は社会福祉士養成施設が、当該大学等における開講科目の教育内容と既修得科目の教育内容とを比較した上で、当該大学等が同等と認めた場合であって、当該大学等における開講科目として履修認定を行う場合に限るものとする。
- ただし、相談援助実習と相談援助実習指導については、両科目を一体として行うことにより、教育効果が見込まれることから、いずれか一方の科目のみの単位互換は認めないものとする。

	他の大学への転入学等	他の社会福祉士養成施設への転入学等	他の資格の養成施設への転入学等
大学において既習得科目がある場合	○	× → ○	—※
社会福祉士養成施設において既修得科目がある場合	○	× → ○	—※
他の資格の養成施設において既修得科目がある場合	○	× → ○	—※

(注) ※印については、当該他の資格の養成施設の指定基準等において、転入学等が認められているか否かによる。

## Ⅸ 施行期日

## Ⅸ 施行期日

○ 教育カリキュラムの見直しとこれに併せて行われる以下の基準の見直しについては、平成21年4月1日から施行する。

「Ⅰ 教育カリキュラム等の内容」

「Ⅱ 教員」

「Ⅲ 施設設備」

「Ⅳ 実習・演習」

「Ⅴ 通信課程」

「Ⅵ 情報公開」

「Ⅷ 転入学等の取扱い」

○ 「Ⅶ 国家試験の受験資格における実務経験の範囲」については、平成20年度試験(平成21年1月に実施予定)から施行する。